

医療法人財団 本多友愛会

介護老人保健施設

- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 介護予防訪問リハビリテーション
(宮城県指定 第 0450880026 号)

はくあいホーム

重要事項説明書

(2024年4月1日現在)

当事業所はご契約者に対して訪問リハビリテーションサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容や契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

- ・事業所名 介護老人保健施設 はくあいホーム
- ・開設年月日 平成2年9月17日
- ・所在地 宮城県角田市角田字牛館16番地
- ・電話番号 0224-63-5111
- ・ファックス番号 0224-63-2802
- ・管理者名 施設長 本多 正久
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0450880026号)

(2) 当施設であわせて実施する事業

事業の種類		宮城県知事の事業者指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人保健施設	H.12年4月1日	宮城県 0450880026号	66人
居宅	通所リハビリテーション	H.12年4月1日	〃	22人
	介護予防通所リハビリテーション	H.18年4月1日	〃	
	短期入所療養介護	H.12年4月1日	〃	空床利用
	介護予防短期入所療養介護	H.18年4月1日	〃	
	訪問リハビリテーション	R.4年9月1日	〃	—
介護予防訪問リハビリテーション	R.4年9月1日	〃	—	

(3) 施設の目的と運営方針

① 施設の目的

要介護状態と認定された方に、医療、看護、介護、リハビリテーション等のサービスを提供し、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営めるよう支援を行い、心身

の自立・家庭復帰を目指す施設です。また、利用者の方が、その方らしく過ごせるよう支援させていただきます。

② 運営方針

当施設は、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活のケアを行うことにより、利用者の心身の機能維持・回復に努め、その方の能力に応じた日常生活を営むことができるよう、利用者と同じ目線に立ってサービスを提供いたします。また、明るく家庭的な雰囲気の中、地域と家庭はもとより、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他施設サービス事業者との密接な連携を重視しております。

(4) 事業所の職員体制

	職員数	業務内容
・医師	1人以上（兼務）	利用者の診療及び保健指導
・支援相談員	1人以上（兼務）	利用者及び利用者家族の処遇上等の相談業務、及び介護支援専門員と連携を図り、市町村や在宅サービス業者、介護保険施設などの連絡調整に関する業務
・理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士	1人以上（兼務）	利用者の機能訓練、日常リハビリテーション全般の指導
・事務職員	1人以上（兼務）	事業の運営管理に必要な事務部門全般に関する業務

(5) 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	午前9:00～午後4:30までとなります。 移動時間をご考慮ください。

ただし、国民の祝日(振り替え休日含む)、年末年始(12月29日から1月3日)及びお盆(8月13日から8月15日)を除く。

(6) 事業の実施地域

事業の実施地域	角田市、丸森町
---------	---------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。ただし、別途交通費を徴収します。

2. サービスの内容

種類	内容
訪問	ご自宅まで訪問いたします。
機能訓練	医師の指示のもと、訪問リハビリテーション計画書を作成し、理学療法士等が、利用者の身体機能の維持と回復を目的とした機能訓練を行います。
相談援助	利用中の要望、提供するサービス、接遇に関する要望、居宅サービスに関する調整等の相談業務を行います。

3. 緊急時の対応

緊急時（介護サービスの提供中に利用者様の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合）には、主治医または家族と連絡をとり、必要な措置を講じます。

なお、緊急の場合には、「緊急連絡表」にご記入いただいた番号順に連絡します。

病院へ入院された場合は「契約の終了」となります。退院後、再度ご利用希望の方は支援相談員までご相談ください。

4. 併設・協力医療機関等

<併設医療機関>

医療機関の名称	仙南病院
住 所	宮城県角田市角田字牛館 16 番地
電話番号	0224-63-2003

<協力医療機関>

医療機関の名称	仙南中央病院
住 所	宮城県柴田郡柴田町北船岡一丁目 2 番 1 号
電話番号	0224-54-1210

<協力歯科医療機関>

医療機関の名称	太田歯科医院
住 所	宮城県角田市梶賀字西 128 番地 2 号
電話番号	0224-62-2453

5. 確認事項

① 保険証類について

サービス利用の際は介護保険証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証を控えさせていただきます。

② 利用料金について

利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し介護保険サービスの対価として、【重要事項説明書 別紙1 利用者負担説明書】の利用サービスごとの単位をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い、必要となる額の合計額を支払う義務があります。

③ 身体拘束、その他の行動制限について

当施設は利用者に対し、身体拘束、その他の行動制限を一切行いません。施設の方針についてご理解いただけますようお願いいたします。

④ 高齢者虐待防止について

高齢者虐待防止法に基づき、虐待の防止と発見に努め、当施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関係機関に通報いたします。

⑤ 秘密の保持及び個人情報の保護

当施設職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人もしくはその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、契約書に定めた情報提供については、利用者及びご家族から、予め同意を得た上で行なうこととします。情報提供は必要最低限にとどめ、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。

6. 苦情・要望・意見の受付について

当施設では支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談下さい。

要望や苦情などは支援相談員担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

① はくあいホーム受付窓口

担当者	支援相談員
電話番号	0224-63-5111
受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時00分 (その他時間帯については応相談)

② 公的機関の相談窓口

角田市総合保健福祉センター ウェルパーク かくだ	角田市角田字柳町 35-1 0 2 2 4 - 6 1 - 1 2 8 8
--------------------------------	--

7. 第三者評価の実施について

第三者による評価の 実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
② なし			

附則

この重要事項説明書は、2024年4月1日より施行する。